［別紙］　平成 27 年度の取り組み状況（新規・拡充事項）

目標１「子どもの権利を尊重する社会づくり」関連

１　「子ども家庭支援センター」の増設

（１）取り組みの内容

○２か所目の「子ども家庭支援センター」を平成 27 年７月１日に開設し、子どもに関する相談対応や支援を開始した。

※子ども家庭支援センターとは

・子どもに関する家庭からの相談対応や、区からの求めに応じ必要な援助などを行うほか、児童相談所からの委託による指導や里親・ファミリーホームなどへの支援などを実施する施設。

・こども総合相談センター（児童相談所）の相談機能を補完するため、平成 25 年５月１日に１か所目の子ども家庭支援センター「SOS 子どもの村」を開設し、子育てに悩む家庭に対して面談等による支援を実施してきた。

（２）福岡市こども家庭支援センターの設置状況

	既存施設	新規施設
名　　称	ＳＯＳ子どもの村	はぐはぐ
開 設 日	平成 25 年５月１日	平成 27 年７月１日
所 在 地	中央区今川 2-14-3	南区長住 3-2-6
相談時間	平日　17：00～20：00 土・日曜日、祝日　10：00～17：00 ※毎週水曜日、年末年始は休業	平日　17：00～20：00 土・日曜日、祝日　10：00～17：00 ※毎週火曜日、年末年始は休業
相談内容	①休日・夜間（トワイライト）の相談対応 ②ファミリーホームや里親への相談対応 ③児童相談所からの委託による指導 ④一時保護の実施　など	

２　自立援助ホームの増設

（１）取り組みの内容

○２か所目の「自立援助ホーム」を平成 27 年 11 月１日に開設し、社会的養護を必要とする子どものための環境整備を図った。

※自立援助ホームとは

義務教育終了後の２０歳未満の家庭がない子どもや、家庭にいることができない子どもが共同生活を行い、自立を目指す施設。

（２）福岡市自立援助ホームの設置状況

	既存施設	新規施設
名　称	かんらん舎	結（ゆい）ホーム
開設日	平成 20 年７月１日	平成 27 年 11 月１日
所在地	城南区梅林 1-1-21	南区皿山 2-1-58
定　員	６名	６名

３　里親委託の推進等

（１）取り組みの内容

○福岡市では、平成 17 年度から、ＮＰＯと共働で、里親制度の普及啓発や里親・里子の支援を積極的に進めている。

○平成 27 年度は、里親制度をさらに推進するため、フォーラムの開催や、新たな里親支援プログラムの導入に取り組んでいる。

（２）具体的な項目

① 里親推進フォーラム

ＮＰＯと共働して取り組んだ 10 年を振り返り、今後必要な新たなチャレンジを市民やＮＰＯ、行政、企業等それぞれの立場で考え、社会全体として行動していく契機とした。

◆日　時　平成 27 年９月 26 日（土）13：00～16：30

◆場　所　福岡市役所 15 階講堂　　◆参加者　250 名

◆主な内容

・リレートーク①「福岡市におけるＮＰＯと共働した里親委託推進 10 年のあゆみ」

・リレートーク②「各地ＮＰＯの先進的取り組み」

・パネルディスカッション「社会全体に広げよう、支えよう、里親と子ども」

② 里親家庭の養育の質の向上を目指す「フォスタリングチェンジ・プログラム」の導入

日本財団の助成を受けた「SOS 子どもの村 JAPAN」にこども総合相談センターも協力し、イギリスで開発され効果が実証されている「フォスタリングチェンジ・プログラム」の導入に取り組んでいる。平成 27 年度末には、トレーナーの養成講座を実施する予定としている。

※参考：福岡市における里親等委託率の推移

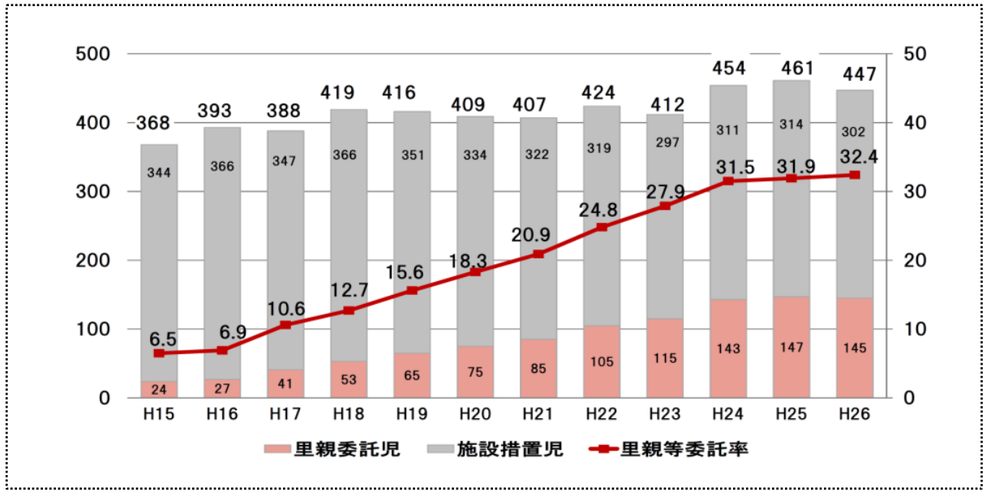

４　子どもの貧困対策

（１）取り組みの内容

○深刻化する子どもの貧困問題に対応するため、新たに、寡婦（夫）控除のみなし適用をはじめとする取り組みを開始した。

（２）新しく開始した事項

① 実費徴収に係る補足給付事業

幼稚園・保育所等に支払う日用品費や行事参加費等の実費について、生活保護世帯を対象に助成する。

② 寡婦（夫）控除のみなし適用

婚姻歴のないひとり親に対し、保育料等への寡婦（夫）控除のみなし適用を実施する。

【適用対象】　保育所保育料、私立幼稚園就園奨励費、市営住宅家賃、就学援助、母子生活支援施設入所者負担金、高等職業訓練促進給付金

※ 寡婦（夫）控除のみなし適用とは

所得税や住民税の額をもとに負担額や助成額の算定等を行う事業について、婚姻歴のないひとり親家庭に対しても、寡婦(夫)控除が適用されたものとみなして算定等を行うもの

③ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親世帯の親が高卒認定試験合格のための講座を受講する費用の一部を助成する。

④ 養育費・面会交流セミナー

離婚後の養育費の取り決め方などに関するセミナーを開催する（年４回）。

※ 参考：子どもの貧困対策の施策体系

１　教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、就学や学習の支援等を実施

事業例：スクールソーシャルワーカー・カウンセラー活用事業、就学援助、子どもの学びと居場所づくり事業、福岡市教育振興会奨学金　など

２　生活の支援

貧困の状況にある子どもと保護者が抱える生活上のさまざまな問題に関する相談・支援に取り組むとともに、子どもの将来の社会的・経済的自立を支援

事業例：子どもの健全育成支援事業、市営住宅の優先入居、ひとり親家庭支援センター　など

３　保護者に対する就労の支援

保護者の自立と生活の安定を図るため、保護者の就労を支援

事業例：高等職業訓練促進給付金等事業、自立支援教育訓練給付金事業　など

４　経済的支援

家庭の生活の基礎を支えるため、手当の支給や助成等を実施

事業例：児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、ひとり親家庭等医療費助成　など

目標２「安心して生み育てられる環境づくり」関連

５　保育所等の整備

（１）待機児童等の状況

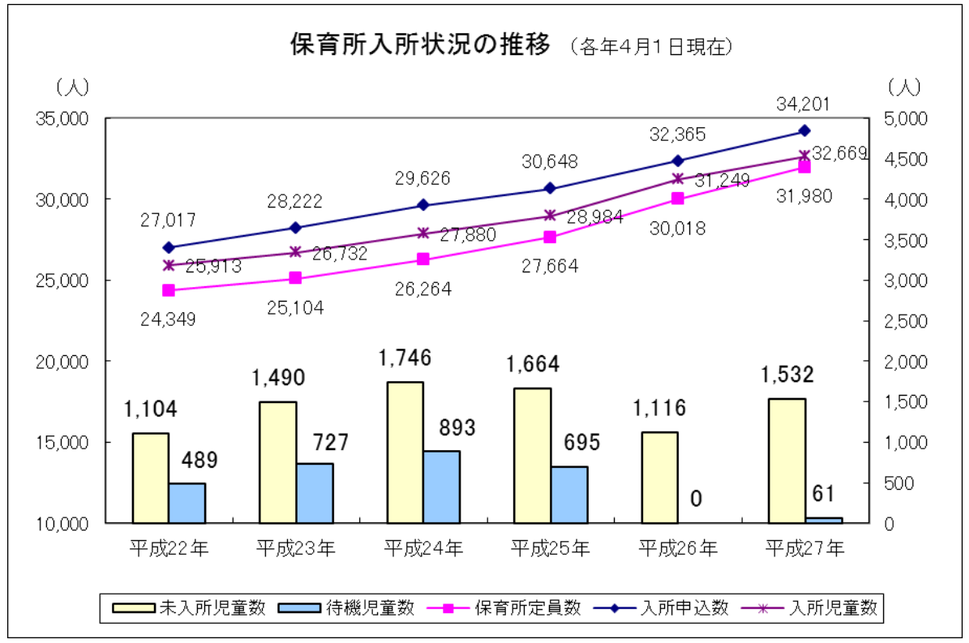

※ 平成 27 年４月１日現在で、待機児童数は 61 人、未入所児童数は 1,532 人

（２）保育所等の整備状況

① 平成 26 年度の取り組み

整備予定数 1,200 人分に対して 1,962 人分の整備を実施。

【内訳】　・保育所等　　：　1,470 人分

・小規模保育事業等：　492 人分

② 平成 27 年度の取り組み

整備予定数 1,400 人分に対して、現時点で、1,600 人分程度（保育所等：1,200 人分程度、小規模保育事業等：400 人程度）の整備を見込んでおり、さらに、都心部等を対象に追加整備を予定。

６　育児不安の軽減・解消対策の拡充

（１）取り組みの内容

○育児不安が特に強い出産後早期の支援を拡充するとともに、メールによる妊娠期からの情報提供を開始した。

（２）具体的な項目

① 母子保健訪問指導の拡充

出産後早期の訪問支援の充実を図るため、各区に母子保健訪問嘱託員（計 10 人）を配置し、新生児訪問の対象をすべての家庭（約 15,000 人）に拡大した。

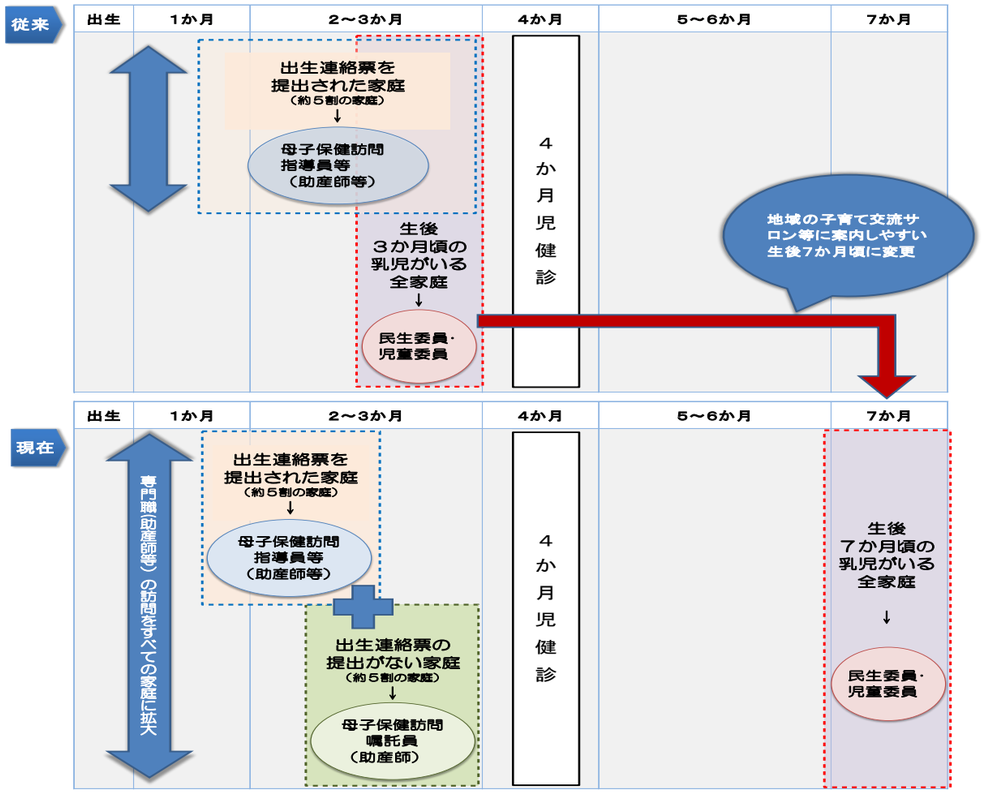

② 産前メール配信

平成 27 年４月から、育児不安の軽減・解消に向けて、妊婦及びその家族を対象としたメルマガでの情報提供を開始した。

・配信回数：月に１～２回
・メールマガジン登録者（平成 27 年 10 月１日現在）： 963 人（うち妊婦 29 人）
・配信内容：妊娠週数に応じた胎児の成長過程や妊娠生活のアドバイス
　　マタニティスクールの案内や妊婦健康診査など行政からの情報

【内容の例】　３か月　①つわりと食事について　②パパの準備
　　５か月　胎動を感じ始めます
　　８か月　入院に必要な物とベビー用品の準備
　　１０か月　いよいよ出産

７　「多子世帯応援券」の配付

（１）取り組みの内容

○日常的に経済的負担が大きい多子世帯を支援するとともに、子育て関連用品を中心とした消費喚起を図るため、「多子世帯応援券」の配付を行っている。

※ 国の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）」の活用による単年度事業。

（２）配付対象・内容等

① 対象者

児童手当の受給者で、18 歳未満の子どもが３人以上いる人

※ 要件は次のとおり。
・平成 27 年５月分の児童手当（特例給付を含む）受給世帯であって、18 歳未満（18 歳に達する日以降の最初の３月 31 日まで）の児童を３人以上養育している者。
・児童手当算定基準日（平成 27 年４月 30 日）及び配付確認日（平成 27 年６月 22 日）に福岡市の住民基本台帳に登録されている者。

② 配付内容

１世帯あたり 10,000 円の応援券（1,000 円券 10 枚綴り）
※ 対象は、約 18,000 世帯

③ 利用対象品目

子ども向けの書籍（雑誌、漫画本を除く）、文房具、一般用医薬品、医薬部外品、紙オムツ等の衛生用品、粉ミルク、離乳食等の子ども用品

④ 利用対象店舗

書店、文具店、薬局・薬店、子ども用品専門店

※ 多子世帯応援券（イメージ）

目標３「地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり」関連

８　留守家庭子ども会事業の拡充

（１）取り組みの内容

○「留守家庭子ども会事業」について、「学校休業日の開始時間の前倒し」と「受入学年の拡大」を実施した。

（２）具体的な項目

① 学校休業日の開始時間の前倒し

７月以降の土曜日・学校休業日の開始時間を 30 分前倒しし、午前８時からに変更した。

	平成 27 年６月まで	平成 27 年７月から
平　日	放課後　～　午後７時	放課後　～　午後７時
土曜日	午前８時 30 分　～　午後６時	午前８時　～　午後６時
学校休業日	午前８時 30 分　～　午後７時	午前８時　～　午後７時

②受入学年の拡大

平成 27 年度から、すべての留守家庭こども会（136 か所）で、小学校６年生までの通年受け入れを開始した。

９　放課後等の遊び場づくり事業の拡充

（１）取り組みの内容

○平成 31 年度末までに全小学校(143 校)での開設を目指し開設校の拡大に取り組んでおり、平成 27 年度は新たに 12 校での開設を目指している。（現在、７校開設済み）

※「放課後等の遊び場づくり事業」とは

子どもたちが学校の授業終了後にいったん家に帰ることなく、ランドセルを置いたままいつもの遊びなれた校庭で、大人の見守りのもと友だちと自由に安心して遊ぶことができる場を提供する事業。

・日時：　平日の週３日程度　放課後～午後５時（冬期は午後４時 30 分まで）
　　（土日祝日等にイベント的な企画事業を実施）
・場所：　校庭（雨天時には体育館や空き教室を活用する場合がある）
・対象：　１～６年生の全児童（事前に参加登録が必要）
・内容：　自由遊び（ボールなどの遊具の貸し出しあり）
　　（自発的な遊びを引き出すプレイワーカーが月２回程度来訪）

（２）開設状況

年度	15 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
開設校数	3	44	61	74	86	93

※平成 27 年度は 10 月末現在